SIEMENS

認定チャネルパートナー（二次店）モデル附則

本認定チャネルパートナーモデル附則 (以下「認定チャネルパートナーモデル附則」という。) は、シーメンス及びパートナー間のパートナープログラム契約（以下「本契約」という。）の一部であり、認定チャネルパートナーとしてのパートナーの指名に関する追加条件を規定するものである。本認定チャネルパートナーモデル附則で用いられる用語は、本認定チャネルパートナーモデル附則の最終項又は本契約の他の箇所で定義されている意味を有する。

1. 両当事者の関係

シーメンスは、認定ディストリビューターに対し、対象販売地域において認定提供物の販売促進及び販売を行う権限を付与する。パートナーは、当該ディストリビューターから、対象販売地域における認定提供物販売の支援を行う権限を付与される。パートナーは、以下の事項を承諾し、同意するものとする。(i) ディストリビューターは、提供物販売に関連するパートナーの選択及び契約締結について、単独で責任を負うこと、(ii) シーメンスは、パートナー及びディストリビューターの間の契約の当事者ではないこと、(iii) シーメンスは、提供物の販売に関して、パートナーに補償する責任又は義務を負わないこと、(iv) パートナーは、提供物についていかなるサブライセンス権も有しないこと、(v) パートナーは、ディストリビューターが利用できるシーメンスの資金調達プログラム又は報酬プログラムを含 む、シーメンスからいかなる種類の資金調達又は報酬も受けないこと、及び (vi) シーメンスは、パートナーに対し、提供物の販売に関して一切の責任を負わないものとする。

2. パートナーポータル

シーメンスは、パートナーが認定チャネルパートナーとしての役割を果たすことができるよう、パートナーポータル、パートナーポリシー及びその他の情報へのアクセスを提供するものとする。 シーメンスは、自己の合理的な裁量により、パートナーポータルで提供されるシステム及び情報へのパートナーのアクセスを拡大、撤回、変更又は停止することが随時できるものとする。

3. デモンストレーション用提供物

パートナーは、(パートナーとディストリビューター間における契約に基づき) ディストリビューターから直接デモンストレーション用提供物を取得することができるものとする。パートナーは、(i) 見込み客に対する認定提供物のデモンストレーション、(ii) お客様との取引に関するプリセールスサポート、及び (iii) パートナーの社員に対する提供物の使用に関するトレーニングにのみ、当該デモンストレーション用提供物を使用することができるものとする。それ以外のデモンストレーション用提供物の使用は一切禁止とする。パートナーは、デモンストレーション用提供物の受領又は使用前に、ディストリビューターが指定する追加条件に同意するものとする。この追加条件には、シーメンスのオンライン電子契約システム又はシーメンスが指定する代替システムにより、シーメンスのデモンストレーション用ライセンス契約を受諾することが含まれる場合がある。

4. オーダー

シーメンスは、ディストリビューターからの購入注文のみを受領するものとする。シーメンスとの契約に基づき、ディストリビューターは、各お客様に対して認定提供物へのアクセスを付与する前にカスタマー契約を締結することを条件として、認定提供物をサブライセンス及び販売する権利を付与されるものとする。パートナーは、本カスタマー契約要件を遵守するためにディストリビューターと協力することに同意するものとする。

5. 契約期間及び契約終了

5.1 **契約期間**	本認定チャネルパートナー附則は、両当事者によって受諾された日から 1 年間有効とする。その後、本契約に基づき解除されない限り、本認定チャネルパートナー附則は 1 年毎に自動更新されるものとする。
5.2 **契約終了**	本認定チャネルパートナー附則は、(i) シーメンスとディストリビューター間の契約が何らかの理由で終了した場合、又は (ii) ディストリビューターが提供物の販売に関してパートナーとの関係を終了した場合には、直ちに解除されるものとする。

6. 定義

6.1 **「認定チャネルパートナー」**又は **「Tier2 パートナー」**	ディストリビューターと独立した契約を締結し、当該ディストリビューターが対象販売地域内で認定提供物を販売することを支援する法人。
6.2 **「認定提供物」**	ディストリビューターがシーメンスとの契約に基づき、販売を特別に許可された提供物。
6.3 **「ディストリビューター」**	シーメンス又はシーメンス関連会社から、定義された対象販売地域内で認定提供物を宣伝、販売する権限を付与され、パートナーにこれらの活動を支援する権限を付与したシーメンスの「Tier1」チャネルセールスパートナー。
6.4 **「対象販売地域」**	ディストリビューターが、認定提供物をシーメンスに代理して販売する権限を有する地理的な地域 (特定の市場においては、さらに制限される場合がある)。